



長労発基0703第1号  
令和5年 7月 3日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦 厚之 殿

長崎労働局長 小城 英樹

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。